

戸籍法の改正に関する中間試案（案）

（前注）

本試案については、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関し、戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）等の見直しが必要な部分について、戸籍法部会としての現時点での検討結果を示すものである。

なお、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に当たっては、基本的に各市区町村の戸籍情報システムが独立しており、市区町村間のネットワーク化はされていないこと、他方、東日本大震災後に法務省において構築した戸籍副本データ管理システムにおいて、電算化された戸籍の副本を管理していることを踏まえ、後記第2のとおり、国において戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用して、戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、戸籍内の各人について戸籍により得られる情報によって作成される個人単位の情報（戸籍の記載事項のほか、親族関係を明らかにするもの。以下「連携情報」という。）を整備するものとしている。

マイナンバーを活用した他の行政事務との連携については、連携情報のうち、個人を特定する基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を含まない情報であって他の行政事務に対する情報提供に必要なものを中間サーバに格納し、総務大臣が管理する情報提供ネットワークシステムを用いて、情報提供を行うことを想定している。具体的に、連携情報を活用して戸籍証明書の省略が可能となる行政事務としては、現在、児童扶養手当事務、年金事務及び旅券事務を所管する各省と協議中である。また、情報提供ネットワークシステムでは、個人を特定する基本4情報をやりとりしないことを踏まえ、連携情報のうち、親族関係を明らかにする情報については、親族関係記号（親子関係や夫婦関係を示す記号であって、当該親子間・当該夫婦間でそれぞれ同一の記号）を付し、これらの記号が一致することにより、親子・夫婦であることを確認することとしている。このように、情報提供ネットワークシステムを用いて戸籍情報を提供する情報連携については、本試案において、「ネットワーク連携」という。

他方、戸籍事務内においては、連携情報に付番された、戸籍事務内で用いる番号を用いて、戸籍情報連携システム（仮称）内の連携情報を参照するなどして事務を行うことを想定している（後記第4、第5）。この戸籍事務内における情報連携については、本試案において、「戸籍事務内連携」という。

戸籍事務内連携についても、ネットワーク連携を行うための戸籍情報連携システム（仮称）を整備することによって可能となるものであって、これらの連携を可能とするための仕組みを導入することを総称して、「戸籍事務へのマイナンバー制度導入」という。

戸籍事務へのマイナンバー制度導入によって、ネットワーク連携においては、連携先の事務では戸籍の証明書の添付が省略できることとなり、国民の利便性が向上するとともに、行政事務も効率化するものといえる。また、戸籍事務内連携においては、届出の際の戸籍の証明書の添付が不要となるだけでなく、市区町村間において電話で戸籍情報を確認したり、公用請求で取得している戸籍の証明書が不要となるなど、国民の利便性が向上するとともに、戸籍事務の効率化につながるものといえる。

なお、ネットワーク連携の前提として、どのように戸籍情報とマイナンバーとの紐付けを行うかについては、現在、①本籍地市区町村の求めに応じ、住所地市区町村が本籍地市区町村に対し住民票コードを提供し、②本籍地の市区町村で管理している戸籍の附票に住民票コードを記載した上で、③法務省の求めに応じ、戸籍情報連携システムに当該住民票コードを送信することとし、さらに、④法務省が当該住民票コードを用いてマイナンバー（機関別符号）を受信して戸籍情報と結合させる案を基本として、関係府省間で協議がなされている（参考資料 17「戸籍情報へのマイナンバー紐付けについて（「出生届の例」、イメージ）参照」）。

戸籍事務に関する制度の見直しについて

第 1 電算化を原則とする規定振りへの変更について

紙の戸籍を原則とした規定振りとなっている現行戸籍法について、電算化戸籍を原則とする規定振りとする。全ての市区町村の電算化が完了した場合であっても、改製不適合戸籍（後記第 3，2（注 2）参照）に係る処理等が残ることが考えられることから、現行の紙戸籍による処理の規定も例外として残すものとする。

第 2 法務大臣が連携情報を管理することの根拠規定等の整備について

国において、戸籍情報連携システム（仮称）を構築するものとする。

法務大臣は、戸籍副本の情報を利用して親族的身分関係情報（連携情報）を調製し、これを管理するものとする。

（注）市区町村長を戸籍事務管掌者とする現行の法第 1 条の規定は維持するものとする。また、戸籍事務へのマイナンバー制度導入のために、国において連携情報を整備・管理するに至った後も、災害等に備えて戸籍のバックアップ情報を保管する必要があることから、副本は国が保管するものとする。

第 3 文字の取扱いについて

1 連携情報で使用する文字

現に各市区町村で戸籍に記録されている文字を収集した上で、同じ文字と異なる文字とを峻別する文字の同定作業を実施し、連携情報に使用する文字とし

て、同定作業により整備された文字（以下「戸籍統一文字」という。）を定めるものとする。

なお、文字の同定作業については、当該分野の専門家の知見を得るため、有識者で構成する会議体を設置し、文字の同定に疑義が生じた文字について、同定の可否を同会議体に諮問するものとする。

2 戸籍正本で使用する文字

市区町村において戸籍統一文字と紐付けできない新たな文字が登録されることを防ぐため、戸籍統一文字及びその文字コードを公表するとともに、戸籍統一文字に紐付けることができる文字の同定基準を確定・公表するものとする。

（注1）今後、新たに戸籍の正本に用いる文字については、字形（デザイン）について特段の制限を設けないが、この同定基準に従って戸籍統一文字と紐付けられた文字を記録するものとする。

（注2）改製不適合戸籍（戸籍の氏又は名の文字が誤字で記載されているため、コンピュータによる取扱いに適合しない戸籍）については、当該戸籍に記載されている者に対し、対応する正字により記載する旨の告知を改めて行うことにより、戸籍に正字で記載されることを促すものとする。

なお、対応する正字で戸籍に記載されることを希望しない者に係る戸籍については、文字に対する愛着が強く、その結果、改製不適合戸籍とせざるを得なかった国民がいるという経緯もあることから、引き続き、改製不適合戸籍として取り扱うこととする。

（補足説明）

上記1の同定作業は、他の行政機関との情報連携を行うため、法務省が管理する連携情報を整備するために実施するものである。したがって、現在戸籍の正本に記録されている文字を訂正するものではない。

他方、本籍地市区町村の変更を伴う戸籍の異動がある場合において、従前の本籍地で登録されている文字（字形）が新本籍地の市区町村に登録されていないときは、当該市区町村において新たに文字を作成している現状があり、この状況が続いた場合、文字コードが統一されず、連携情報の整備に支障を来すことになると考えられる。

そこで、上記2に基づき文字の同定基準を確定・公表することにより、新たにシステムに登録される文字が増加することを防ぐものである。

第4 市区町村における連携情報の参照について

1 届出の受理の審査のための連携情報の参照

市区町村の戸籍事務従事職員は、届出の受理の審査に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報（市区町村が保有する情報と同一の情報）を参照することができるものとする。

(注) 原則として、届出人は戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）を届出の際に添付しなくてもよいものとする。

2 連携情報の参照範囲

戸籍の受理の審査のために確認が必要な従前戸籍については、特段制限を設けないものとする。

3 不正な情報参照を防止する方策について

不正な情報参照を防止するために十分な方策を講ずるものとする。具体的には、個人の戸籍情報を不正に参照することを防止するための措置を設けるとともに、漏えい防止義務を設けた上で、違反があった場合には、罰則規定の適用の対象とするものとする。

(注) 不正に参照することを防止する措置としては、例えば、不正参照の可能性がある場合にコンピュータ処理画面に警告メッセージを表示する、市役所又は町村役場を管轄する法務局又は地方法務局（以下「管轄法務局等」という。）に通知する、誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残し、管轄法務局等による監査を実施することが考えられる。

また、不正処理が行われる可能性がある一定の場合には、情報参照に当たっては上司等の承認を得ることとするなど、当該事務処理担当者以外の関与を必須とする仕組みを設けることも考えられる。

(補足説明)

参照範囲については、現在戸籍のみ参照することができるものとする考え方がある。しかし、現状においても、届出の審査に当たっては、必要に応じ、従前戸籍の情報について確認しており、事務に必要なであれば、確認できるようにしておくべきではないかとの考え方もある。特に届出件数の多い死亡届、出生届、婚姻届及び離婚届については、現在戸籍を参照しただけでは審査が完了しない場合が多く、市区町村が届出の審査をする際は、現状と変わらず、従前戸籍について本籍地市区町村への電話照会等をする必要が生じ、業務の改善につながらないことが指摘された。一方、従前戸籍を参照することができることとした場合には、電話で戸籍情報を確認するという市区町村側の業務の効率化も期待することができるほか、届出人も戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第63条に基づき戸籍謄本等の提出を求められる機会が一層減少することになる等、効果は大きいものと考えられる。

そこで、従前戸籍も参照することができるとした上で、不正な情報参照を防止する方策を適切に講ずることが妥当であると考えられる。

具体的には、一般的対策と実際の不正事案を踏まえた個別対策とが考えられるところ、一般的な対策としては、次のような方策が考えられる。

- ① 届出を契機に情報を参照したものの、届出事件の処分決定に至らずに業務処理を終了しようとしたものについて、不正参照の可能性があるとして、コ

ンピュータ処理画面に警告メッセージを表示するとともに、そのまま業務処理を終了したものについては、管轄法務局等の長に通知する。

- ② 誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残すとともに、年に1回以上、管轄法務局等の長による監査を実施する。
- ③ 戸籍情報を漏洩してはならないといった義務を設けた上で、違反があった場合には、罰則規定の適用の対象とする（補足説明注）。
- ④ 遑って参照する従前戸籍数が一定数を超過した場合には、必要性についてコンピュータ処理画面に確認のメッセージを表示させたり、当該事務処理担当者以外の関与を経させたりする仕組みを設ける。

（補足説明注）地方公務員が秘密を漏洩した場合には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条第2号により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、各自治体が保有する個人情報について、その保護に関する条例に基づき、罰則が課される。

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（罰則）

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- ① （略）
- ② 第34条第1項又は第2項の規定（第9条の2第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者
- ③～⑧（略）

また、例えば、個別的な対策としては、次のような方策が考えられる。

- ① 一定の期間に特定の者の戸籍情報について、探索的な操作をするなど、検索条件の絞り込み過程に不自然な痕跡のある検索行為をした場合、一定の期間に特定の職員が一定のしきい値を超えた検索行為をした場合に、コンピュータ処理画面に自動的に警告メッセージを表示するとともに、管轄法務局等の長に通知する。
- ② 事前にDV被害等による情報秘匿の申出がある事件にフラグを立て、届出が出た場合に、上司等の承認を得る等、事務処理担当者以外の関与を経る仕組みとする。

第5 管轄法務局等における連携情報の参照について

1 市区町村が行う戸籍事務への指導等の事務に必要な連携情報の参照

法務局の戸籍事務従事職員は、市区町村が行う戸籍事務への指導、戸籍訂正の許可の確認など、戸籍事務に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照することができるものとする。

2 連携情報の参照範囲

市区町村が行う戸籍事務への指導等のために確認が必要な従前戸籍については、特段制限を設けないものとする。

3 不正な情報参照を防止する方策について

不正な情報参照を防止するために十分な方策を講ずるものとする。具体的には、個人の戸籍情報を不正に参照することを防止するための措置を設けるとともに、漏えい防止義務を設けた上で、違反があった場合には、罰則規定の適用の対象とするものとする。

(注) 不正に参照することを防止する措置としては、例えば、不正参照の可能性がある場合にコンピュータ処理画面に警告メッセージを表示する、上級庁に通知する、誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残し、上級庁による監査を実施することが考えられる。

また、不正処理が行われる可能性がある一定の場合には、単独処理を避け、上司等の承認を得る等、当該事務処理担当者以外の関与を経させたりする仕組みを設けることも考えられる。

(補足説明)

法務局において戸籍の受理照会や戸籍訂正の許可等の事務を行う必要があることから、市区町村だけでなく、法務局においても連携情報を参照することができるようにする必要があり、参照範囲については従前戸籍も含む必要がある。また、不正な情報参照を防止する方策についても、十分な対策を講ずる必要があると考えられる。

具体的には、一般的対策と個別対策とが考えられるところ、一般的な対策としては、次のような方策が考えられる。

- ① 受理照会や戸籍訂正を契機に情報を参照したものの、当該事件の指示書や許可書の起案に必要な帳票の出力に至らずに業務処理を終了しようとしたものについて、不正参照の可能性があるとして、コンピュータ処理画面に警告メッセージを表示するとともに、そのまま業務処理を終了したものについては、上級庁に通知する。
- ② 誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残すとともに、年に1回以上、上級庁による監査を実施する。
- ③ 個人の戸籍情報を漏洩してはならないといった義務を設けた上で、違反があった場合には、罰則規定の適用の対象とする（補足説明注2）。
- ④ 遡って参照する従前戸籍数が一定数を超過した場合には、必要性についてコンピュータ処理画面に確認のメッセージを表示させたり、当該事務処理担当者以外の関与を経させたりする仕組みを設ける。

(補足説明注) 国家公務員が業務上知り得た秘密を漏洩した場合には、国家公務員法（昭和25年法律第261号）第109条第12号により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第53条、第54条に基づき、その

態様に応じて罰則が課される。

○国家公務員法国家公務員法（昭和22年法律第120号）

（罰則）

第109条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

① ～⑪（略）

⑫ 第100条第1項若しくは第2項又は第106条の12第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

⑬～⑮（略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

第53条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第6条第2項若しくは第44条の15第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

また、個別対策としては、次のような方策が考えられる。

- ① 一定の期間に特定の者の戸籍情報について、探索的な操作をするなど、不自然なアクセスがあった場合（検索条件の絞り込み過程に不自然な痕跡のある検索行為をした場合）、一定の期間に特定の職員が一定のしきい値を超えた検索行為をした場合に、コンピュータ処理画面に自動的に警告メッセージを表示するとともに、管轄法務局等の長に通知する。
- ② 事前にDV被害等による情報秘匿の申出がある事件にフラグを立て、届出が出た場合に、上司等の承認を得る等、事務処理担当者以外の関与を経る仕組みとする。

第6 届書類の電子化、保存について

1 届書類の電子化

届書類（届書、申請書その他の書類）を受理した市区町村において、内容を確認した上で電子化し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信するものとする。この場合の届書類の参照ができる者は、届出事件本人等の本籍地の市区町村の職員及び届出を受理した市区町村の職員に限ることとする。

（注）現状、届出を受理した市区町村から届出事件本人等の本籍地の市区町村への送付を行っているところである。

なお、戸籍の記載を要しない届書（外国人のみを届出事件の本人とする届書

等)については、現行制度において、管轄法務局等への送付の対象となっていないこと等から、当面現行の取扱いを維持することとする。

2 届書の加工制限

届書については、事務の障害とならないよう、届書様式についても一定の見直しを行う。

(補足説明)

各市区町村や各事業者が作成した独自のデザインを施した戸籍の届書（いわゆるデザイン届書）について、届書の余白等に必要な事項を記載することができないなどの事務支障が生じていることから、届書の様式について一定の見直しを行う必要がある一方で、事務の必要性以上にデザイン届書を制限することは相当ではないとの考え方もあるところであり、制限の程度、方法等については、引き続き検討を行う。

第7 市区町村及び法務局の調査権について

1 市区町村の調査権について

届出又は申請の処理に当たって、市区町村長が届出人その他の関係者に対して質問又は文書提出の要求をすることができる旨の規定を設けるものとする。

2 法務局の調査権について

市区町村から受理照会を受けた場合その他法第3条第2項の指示等を行うに当たり必要があると認める場合に届出人その他の関係者に対して質問又は文書提出の要求をすることができる旨の規定を設けるものとする。

(注) 市区町村及び法務局の調査権は、現在行うことのできる任意調査の範囲に限定されるものとする。縁組意思を始めとする届出人の身分行為意思に係る民法上の実質的要件の調査については、濫用事例に当たる疑いがある場合に限り調査権が発動されるべきことに関して法又は下位規定に何らかの定めを置くことの可否について引き続き検討を行う。

(補足説明)

市区町村及び法務局の調査権については、任意調査の中でも、行政法上、法律の根拠なく行うことができることとされている範囲内において、国民や関係機関に対する関係でその所在を明確にし、届出審査に係る事務処理を円滑に進めることができるようにする趣旨で、それぞれ規定を設ける。

このうち法務局の調査権については、市区町村から受理照会を受けた場合その他戸籍法第3条第2項の指示等を行うに当たり必要があると認めるときに限るとして、国と地方との関係にも配慮したものとする。

なお、縁組意思を始めとする届出人の身分行為意思に係る民法上の実質的要件の調査については、濫用事例に当る疑いがある場合に限り調査権が発動されるべきことが適切である。そのため、このような意思の有無を対象とする調査については、濫用事例に当る疑いがある場合に限り調査権が発動されるべきこ

とに関して法又は下位規定に何らかの定めを置くことの可否について引き続き検討を行う。

第8 戸籍訂正について

- 1 法第113条及び第114条の戸籍訂正許可手続については、人事訴訟によって戸籍の訂正をすべき事項は対象としないものとする。
- 2 裁判手続を原則とする現在の戸籍訂正手続のうち、戸籍の記載又は届書類その他の書類から、訂正事由があることが明らかであると認められる場合には、市区町村長は、管轄法務局等の長の許可を得て、職権による戸籍訂正手続を行うことができるものとする。職権による戸籍訂正ができない場合又は職権による戸籍訂正をした事項につき更に訂正を要する場合には、裁判所における戸籍訂正手続によりこれを行うものとする。職権による戸籍訂正手続（市区町村長限りの職権訂正を除く。）を〔行うに当たっては〕〔行った場合には〕、訂正事由のある戸籍の名欄に記載されている者に対して通知をするものとする。
- 3 市区町村長限りの職権訂正ができる場合があることについて、明文で規定するものとする。その範囲については、訂正事由があることが当該市区町村長において戸籍の記載又は届書類その他の書類から明らかに認めることができる場合であることに加えて、訂正事項が軽微で、かつ、戸籍訂正を行っても身分関係に影響を及ぼさないことを要するものとする。

（補足説明）

まず、上記1については、当事者対立構造が予定されていない戸籍訂正許可審判手続においては、人事訴訟によって戸籍の訂正をすべき事項について審理を行わないこととし、法第113条及び第114条の戸籍訂正許可手続からは、人事訴訟によって戸籍の訂正をすべき事項を除くこととするものである。

次に、上記2において、裁判所における戸籍訂正許可手続を原則としている現行の手続から、訂正事由があることが戸籍の記載又は届書類その他の書類から明らかな場合には、裁判所における戸籍訂正許可手続を促すことなく、職権により戸籍訂正ができるようにするものである。

これにより、裁判所における戸籍訂正許可手続を促してその結果を待つことなく、管轄法務局等の長の許可による戸籍訂正が可能となり、迅速かつ正確な戸籍訂正が可能となると考えられる。

この場合、職権による戸籍訂正が可能な範囲については、訂正事由があることについて、法務局において判断が可能な事案に限定する必要がある。したがって、戸籍事務においてアクセス可能な戸籍の記載又は届書類その他の書類と対比することによって訂正事由があることが明らかな場合に限定している。なお、その他の書類には、受附帳等、戸籍の処理をする際に作成される書類のほか、法第24条第3項に基づく通知であって、同通知によって公正証書原本不実記載罪等に当たることが刑事確定判決により明らかなものも含み得ると考え

られる。

そして、職権による戸籍訂正手続に対しては、改めて裁判所における戸籍訂正許可手続を可能とする枠組みを残すことが適切である。これは、職権による戸籍訂正手続については、そもそも戸籍の記載によって実体的身分関係の変動が生ずる訳ではないこと、最終的には、裁判所における手続があることを担保することにより、従来の処分性がないという考え方を維持するものである。

さらに、現行の法第24条第1項に基づく通知は、裁判所における手続を促すためのものであるため、一定の場合には、裁判所における戸籍訂正許可審判手続を前提とせずに、職権による戸籍訂正手続を行うことができることとした場合、通知が必要か否かについても問題となり得る。この点については、訂正される戸籍に記載されている者が何ら把握していないうちに戸籍訂正がされないよう、訂正される戸籍に記載されている者に対する手続保障の観点から、職権による戸籍訂正手続を行う場合には、事前に通知を行うことが適切ではないかとの意見が出されたところであるが、他方、事前に通知を受けた者が訂正を拒んだとしても、訂正事由が明らかな場合は職権での訂正を行うものと考えられることから、手続保障というのであれば、事後的な通知で足りるとの意見もあったところであり、この点については、並列の記載としている。

さらに、上記3について、市区町村長限りの職権訂正については、現行法において、訂正事由があることが届書類によって明白であって、その内容が軽微で、かつ、訂正の結果が身分関係に影響を及ぼさないことから、管轄法務局等の長の許可を得ずとも、市区町村長限りで職権訂正が可能とされているが、明文での規定がないことから、明文での規定を設けることとするものである。いずれも、従前、市区町村限りの職権訂正を認めていた範囲及びこれに類するもの（例えば、高齢者消除（現在、120歳以上の高齢者であり戸籍の附票の記載がない者等について、その年齢や附票の記載がないことで、生存している可能性が極めて低いことから、管轄法務局等の長の許可を得て戸籍の記載を消除しているが、基準が明らかで死亡の蓋然性の高さからすると軽微かつ身分関係に影響がないものと同列に扱うことも可能と考えられる。）や、外国人の氏又は名の順序の訂正等。）について、市区町村長限りの職権訂正について、明文での根拠を与えるものである。

なお、現行法上も、市区町村長限りの職権訂正を行う際には、その訂正事項が軽微なものであって、身分関係に影響がないものであることに鑑み、法第24条第1項に基づく通知は不要とされていることから、市区町村限りの職権訂正について明文の規定を設ける場合にも、現行の取扱いを維持することが相当であると考えられる。

その他、家庭裁判所と市区町村（又は法務局）との連携については、その必要性も含め、なお検討することとされた。

第9 死亡届出の届出資格者の拡大について

任意後見受任者（家庭裁判所による任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。）について、死亡届の届出資格を付与することとし、死亡届を届け出る時には、任意後見契約の登記事項証明書等を添付させることとする。

（補足説明）

任意後見監督人が選任される前に本人が死亡した場合の任意後見受任者は届出資格者には当たらないが、任意後見受任者にすぎない者であっても、本人の生死の状況を知ることができる密接な関係を有する点で任意後見人と変わりがないことから、現行法上、死亡の届出の迅速・的確な報告を求めている趣旨を踏まえ、任意後見受任者に届出資格を付与する。

また、本人との死後の事務処理の委任契約を受任した者に対して、死亡届の届出資格を付与すべきとの考え方もあるが、その肯否や、当該届出人が届出資格を有する者であるかを確認するために提出させる書面の内容について、引き続き検討を行う。